

第81期

## 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 令和5年6月27日（火曜日）午前10時

**場所** 大阪府河内長野市楠町東1615番地  
当社本店4階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照  
ください。）

### 目次

▶ 第81期定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
▶ 事業報告	10
▶ 連結計算書類	27
▶ 計算書類	30
▶ 監査報告書	33

(証券コード5464)  
令和5年6月6日

株 主 各 位

本 店 大阪府河内長野市楠町東1615番地  
本社事務所 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号

**モリ工業株式会社**

代表取締役社長 森 宏 明

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.mory.co.jp/content/investor/stock/meeting/>)

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、令和5年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和5年6月27日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 大阪府河内長野市楠町東1615番地  
当社本店4階ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第81期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

## 第1号議案

剰余金の処分の件

## 第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

## 第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前ページに記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、**本株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。**なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 令和5年6月27日(火曜日) 午前10時

### 書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 令和5年6月26日(月曜日) 午後5時到着

### インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 令和5年6月26日(月曜日) 午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**令和5年6月26日(月曜日)午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金140円 総額1,087,097,900円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年6月28日

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	もり ひろ あき 森 宏 明 昭和35年8月27日生 再任	昭和64年1月 当社入社 平成2年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成8年7月 当社代表取締役専務 平成12年6月 当社代表取締役社長 令和2年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	86,025株
【取締役候補者とした理由】 平成12年6月より代表取締役社長を務め、長年にわたり企業経営者として当社の企業価値向上に貢献し、当社の経営全般に豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あさのひろあき 浅野弘明 昭和30年3月6日生 再任	昭和55年2月 当社入社 平成8年4月 当社東京支店ステンレス部長 平成16年6月 株式会社ニットク 代表取締役社長 平成16年7月 当社東京支店長 平成22年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 令和2年6月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 営業部門担当	6,721株
【取締役候補者とした理由】 これまで東京支店ステンレス部長、東京支店長を歴任し、現在は営業部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	なかにしまさひと 中西正人 昭和32年5月3日生 再任	昭和56年4月 当社入社 平成12年8月 当社財務部長 平成19年3月 当社人事部長 平成23年7月 当社総務部長 平成24年6月 当社取締役 令和元年6月 当社常務取締役 令和2年6月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 管理部門担当	6,543株
【取締役候補者とした理由】 これまで財務部長、人事部長、総務部長を歴任し、現在は管理部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	<p style="text-align: center;">もと やま こう いち 元 山 耕 一 昭和35年10月30日生  再任</p>	<p>昭和59年 4 月 当社入社 平成21年 5 月 当社茨城工場長 平成24年 4 月 当社第二製造部長 平成26年 4 月 当社第一製造部長 平成28年 6 月 当社取締役 令和 2 年 6 月 当社上席執行役員 令和 3 年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 技術・製造部門担当</p>	5,114株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> これまで茨城工場長、第二製造部長、第一製造部長を歴任し、現在は技術部門及び製造部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。  
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記18ページ記載のとおりであります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役濱崎貞信氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はま さき さだ のぶ 濱 崎 貞 信 昭和27年1月12日生 再任	昭和50年4月 当社入社 平成3年4月 当社生産管理部長 平成7年7月 当社資材部長 平成8年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社専務取締役 令和元年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	9,025株

#### 【取締役候補者とした理由】

これまで生産管理部長、資材部長に加え、社長補佐及び管理部門担当を歴任し、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、当社の業務執行に対する監督・監査を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者の所有する当社の株式の数は、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。  
 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記18ページ記載のとおりであります。

以上

【ご参考】本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

氏名	専 門 性 ・ 経 験									
	企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グ ローバル 経 験	材 市	料 況
森 宏 明	●	●	○	●		○	○	○		○
浅 野 弘 明	●		●							●
中 西 正 人	●			●		●	○			
元 山 耕 一	●	●								
濱 崎 貞 信 (常勤監査等委員)	●			●	○	○	○			●
小 池 裕 樹 (監査等委員)	●						●			
林 修 一 (監査等委員)	●			●						
岩 崎 泰 史 (監査等委員)	●			●	●					

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。  
2. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

【ご参考】執行役員の実務経験と相応の知見ありを表しております。  
2. 上記一覧表は執行役員の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。  
3. 当社では、令和2年6月25日より執行役員制度を導入しております。

【ご参考】執行役員の実務経験と相応の知見ありを表しております。  
2. 上記一覧表は執行役員の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。  
3. 当社では、令和2年6月25日より執行役員制度を導入しております。

氏名	専 門 性 ・ 経 験									
	企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グ ローバル 経 験	材 市	料 況
森 信 司	●	●				○				
榎 田 克 彦			●					○		
竹 谷 佳 久			●							●
北 山 裕 康		●						○		
河 野 博 光				●	○	●	●	○		
川 下 健 一	●	●	○			○		●		

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。  
2. 上記一覧表は執行役員の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。  
3. 当社では、令和2年6月25日より執行役員制度を導入しております。

# 第81期 事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、ワクチン接種等の効果により、重症化リスクは低減し、経済活動は徐々に回復してきております。

しかしながら、ウクライナ情勢は解決の糸口をつかめないまま長期化しており、世界的なインフレ、金融引き締めによる景気減速が懸念されております。また日本におきましても、物価やエネルギー価格の上昇による個人消費の落ち込み、コスト高や輸出低迷による企業業績の悪化などが懸念されております。

当社グループが属しておりますステンレス業界は、昨年3月に高騰したニッケル市況が夏場にかけて下落しましたが、秋後半から冬場にかけて再び上昇に転じたため、結果として材料価格は高値圏で推移いたしました。材料価格の上昇に伴い、製品価格への転嫁を段階的に行いましたが、高値圏での買い控えや在庫調整等の動きもあり、販売数量は低迷いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度における売上高は487億12百万円（前年同期比13.1%増）となりました。販売単価の上昇等により、売上高は増収となっております。また収益面におきましては、販売数量は減少しましたが、販売価格が上昇し、材料価格とのスプレッドを確保できたため、営業利益は67億34百万円（前年同期比18.5%増）、経常利益は71億77百万円（前年同期比16.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社における土地・建物売却による固定資産売却益の計上等により、52億90百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、前年の令和4年3月期を上回り、それぞれ過去最高益となっております。

### セグメント別の状況

#### (日本)

**日本事業**の売上高は463億57百万円（前年同期比11.7%増）、セグメント営業利益は64億94百万円（前年同期比20.1%増）となりました。製品部門別の売上高は以下のとおりです。

**ステンレス管部門**は、配管用は数量が減少しましたが、製品価格の上昇により、また、自動車用は数量が増加し、製品価格も上昇したため、通期の売上高は264億46百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

**ステンレス条鋼部門**は、数量は減少しましたが、製品価格の上昇により、売上高は111億56百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

**ステンレス加工品部門**は、家庭用金物製品については令和4年9月に販売が全て終了し、売上は減少しましたが、給湯器用フレキ管が売上を伸ばし、売上高は12億53百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

**鋼管部門**は、建設仮設材用は数量が減少しましたが、スチール家具用の数量が増加し、製品価格が上昇したため、売上高は68億14百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

**機械部門**は、取引先の設備投資意欲が戻りつつあり、売上高は6億86百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

### （インドネシア）

**インドネシア事業**は、二輪車向けの数量が、現地のメーカー部品や世界的な半導体の不足の影響により一時減少しましたが、8月以降は回復に向かい、最終的には前年同期と比べ販売数量を伸ばすことができました。

また、四輪車メーカーの新車投入効果もあり、四輪車向けの数量は大幅に増加しました。製品価格の上昇と円安の効果もあり、売上高は23億54百万円（前年同期比65.1%増）、セグメント営業利益は2億39百万円（前年同期比77.0%増）となりました。

### セグメント・製品部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度増減率
	百万円	%	%
日 本			
ステンレス管	26,446	54.3	17.8
ステンレス条鋼	11,156	22.9	6.6
ステンレス加工品	1,253	2.6	6.3
鋼 管	6,814	14.0	1.4
機 械	686	1.4	3.4
インドネシア	2,354	4.8	65.1
合 計	48,712	100.0	13.1

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### （2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、7億91百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管製造設備及び鋼管製造設備の改修であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

翌連結会計年度は、海外ではウクライナ情勢が解決の糸口を掴めないまま長期化しており、世界的なインフレや金融引き締めによる景気後退も懸念されております。

一方、国内においては新型コロナウイルスの5類への変更に伴い、経済活動の回復が期待される中、エネルギー価格の高騰はもとより、それに起因する物価の上昇による個人消費の落込みをはじめ、不安材料が散見される状況です。

当社グループとしては、このような状況下、より効率的な生産体制を確立するとともに、発展が期待できる分野に効果的な投資を実施し、生産能力を増強していく所存であります。

翌連結会計年度の見通しについては、内外の政治や経済の状況が大きく変わらないことを前提に、販売数量は高値圏での買い控えや在庫調整の動きが継続し、コロナ禍前の水準までは回復せず、前年と同程度で推移すると予想いたします。また、材料価格の低下局面における期首在庫の払出による原価率の上昇や副資材、電気料金等のコストアップにより、通期の業績は前年と比較し減収減益と予想いたします。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 78 期	第 79 期	第 80 期	第 81 期 (当連結会計年度)
		平成31年4月1日から 令和 2 年3月31日まで	令和 2 年4月1日から 令和 3 年3月31日まで	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで	令和 4 年4月1日から 令和 5 年3月31日まで
売上高 (百万円)		42,160	35,112	43,076	48,712
経常利益 (百万円)		3,978	3,427	6,148	7,177
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		2,968	2,477	4,320	5,290
1株当たり当期純利益		376円99銭	315円69銭	551円47銭	681円33銭
総資産 (百万円)		54,118	56,175	62,527	65,761
純資産 (百万円)		40,293	42,893	46,311	50,732
1株当たり純資産		5,131円39銭	5,463円49銭	5,958円67銭	6,527円42銭

(注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 78 期	第 79 期	第 80 期	第81期 (当期)
		平成31年4月1日から 令和 2 年3月31日まで	令和 2 年4月1日から 令和 3 年3月31日まで	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで	令和 4 年4月1日から 令和 5 年3月31日まで
売 上 高 (百万円)		40,444	34,144	41,487	46,357
経 常 利 益 (百万円)		3,867	3,482	6,086	7,061
当期純利益 (百万円)		2,864	2,544	4,338	4,996
1 株当たり当期純利益		363円76銭	324円29銭	553円75銭	643円46銭
総 資 産 (百万円)		52,232	54,085	60,321	63,087
純 資 産 (百万円)		38,952	41,351	44,700	48,860
1 株 当 たり 純 資 産		4,963円85銭	5,270円19銭	5,755円79銭	6,292円46銭

(注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (令和5年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
モリ金属株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0 %	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリ工業株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	17 <small>百万USD</small>	95.4	ステンレス管の製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であります。

2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。

### ③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

**(7) 主要な事業内容**（令和5年3月31日現在）

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・販売を主な事業としております。

**(8) 主要な営業所及び工場**（令和5年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
モリ工業株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本社事務所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
	新潟営業所	新潟県三条市
	中四国営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
	美原工場	大阪府堺市美原区
	泉大津工場	大阪府泉大津市
モリ金属株式会社	本店	大阪府河内長野市
関東モリ工業株式会社	本店	埼玉県狭山市
	茨城工場	茨城県常総市
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア西ジャワ州

## (9) 従業員の状況（令和5年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
667 名	13 名減

(注) 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
494 名	7 名減	40.2 歳	18.4 年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（令和5年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,000 百万円
株式会社りそな銀行	550
株式会社京都銀行	150
株式会社三井住友銀行	150
日本生命保険相互会社	100
大同生命保険株式会社	20

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 2. 会社の株式に関する事項（令和5年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,764,985株（自己株式1,395株を除く。）  
 (3) 株主数 5,810名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	481 <sup>千株</sup>	6.20 %
森 明 信	441	5.69
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	440	5.67
光 通 信 株 式 会 社	433	5.59
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	367	4.74
株 式 会 社 り そ な 銀 行	268	3.46
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	267	3.45
公 益 財 団 法 人 森 教 育 振 興 会	247	3.18
阪 和 興 業 株 式 会 社	233	3.00
P O S C O J A P A N 株 式 会 社	200	2.58

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式（1,395株）を控除して計算しております。

### (5) 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取りによる自己株式の取得
  - 普通株式 165株
  - 取得価額の総額 448,701円
- ・ 譲渡制限株式の無償取得による自己株式の取得
  - 普通株式 1,000株

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（令和5年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 宏 明	社長執行役員
取 締 役	浅 野 弘 明	常務執行役員 営業部門担当
取 締 役	中 西 正 人	常務執行役員 管理部門担当
取 締 役	元 山 耕 一	常務執行役員 技術・製造部門担当
取締役（常勤監査等委員）	瀧 崎 貞 信	
取締役（監査等委員）	小 池 裕 樹	さくら法律事務所 代表弁護士 株式会社メルディアDC 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ダイドー 社外取締役 南一興産株式会社 代表取締役
取締役（監査等委員）	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 大阪地下街株式会社 社外監査役 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小池裕樹氏、林修一氏及び岩崎泰史氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）林修一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）岩崎泰史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、瀧崎貞信氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	森 信 司	関東モリ工業株式会社 代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	榎 田 克 彦	中部・近畿地区営業・海外担当
上 席 執 行 役 員	竹 谷 佳 久	資材部長・鋼管営業部長
上 席 執 行 役 員	北 山 裕 康	品質保証部長・生産管理担当
執 行 役 員	河 野 博 光	管理部長・OA部長・人事部長
執 行 役 員	川 下 健 一	第一製造部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の経営判断の誤りや従業員の不可抗力等による会社の損害、取締役の管理義務違反などに対する株主代表訴訟や第三者提訴による諸費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び従業員等（過去の役員や相続人等も含む。）であり、取締役会での決議を条件に全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (3) 当事業年度に係る役員の報酬等

### ① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に関する事項

当社は役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議することにより定めております。

#### (基本報酬)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に則り、各取締役の役位並びに企業業績等を勘案して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議・決定しております。

#### (退職慰労金)

在任期間と基本報酬（業績連動報酬を除く。）を基準とした役員退職慰労金規程を定めております。退職慰労金は在任中の功績が特に顕著であった場合などは割増することがあります。なお、退任取締役へ支給する際は、株主総会の承認を得ることとしております。

### ② 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対しては、年2億50百万円以内（令和2年6月25日決議）であります。監査等委員である取締役4名に対しては、年50百万円以内（令和元年6月26日決議）であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役常務執行役員中西正人、監査等委員である取締役濱崎貞信、小池裕樹、林修一及び岩崎泰史の各氏の協議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、役員報酬規程の基準額の妥当性の検証、退職慰労金の算定基準、功労加算の妥当性の検証であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。また取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう監視いたします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

#### ④ 報酬の体系

当社の役員報酬の基本報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位によって報酬額を決定しております。業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、経常利益の予想額により支給率を決定しており、その支給率より報酬額を算出しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は経常利益70億円（令和5年3月17日修正）であり、実績は経常利益71億円でありました。

#### ⑤ 事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程

当社の役員報酬は、株主総会後の7月から翌年6月までを1期間としております。管理部門担当取締役と監査等委員である取締役は、毎年6月までに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の妥当性を協議いたします。

業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位の金額が妥当かどうかを検証します。

業績連動報酬は、その決定プロセスを検証します。

退職慰労金は、その規程及び金額が妥当かどうかを検証します。

#### ⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員数等

区 分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員員数の 総数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	147 百万円	91 百万円	45 百万円	9 百万円	4 名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	45 ( 17)	28 ( 11)	14 ( 5)	3 ( 1)	4 ( 3)

（注）「退職慰労金」の欄には、役員退職慰労引当金繰入額を含めて記載しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼 職 状 況
取締役 (監査等委員)	小池裕樹	さくら法律事務所 代表弁護士 株式会社メルディアDC 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ガイドー 社外取締役 南一興産株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 大阪地下街株式会社 社外監査役 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	岩崎泰史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小池裕樹氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しており、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、小池裕樹氏が兼職しているその他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役(監査等委員)林修一氏、岩崎泰史氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取締役 (監査等委員)	小池裕樹	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	林 修 一	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩崎泰史	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の経営の方針・経営戦略について、それぞれの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うことを期待しており、その役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）小池裕樹氏、林修一氏及び岩崎泰史氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32 百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIAは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社グループは、社員ハンドブック及びコンプライアンス規程の順守を全ての取締役及び使用人に対し、周知徹底を図る。
  - ② 取締役数名で構成する承認機関としてのコンプライアンス委員会と、施策の実施・推進を行うコンプライアンス統括部を設置し、必要に応じて取締役会に報告し、コンプライアンス体制の確立を図る。
  - ③ 法令違反行為等の早期発見と是正のために内部通報制度をより有効に機能させる。
  - ④ 監査室による内部監査を充実させ、内部統制の有効性、適切性を確保する。
  
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令及び社内規程に基づき、総務部（一部は経理部）が情報の適正な保存及び管理を行い、取締役はこれらの情報を必要なときに閲覧できる。
  
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 管理部にてリスク管理を行い、管理部門担当取締役が必要に応じて取締役会に報告する。
  - ② リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行い、重要性の高いものについては個々に定めている規程を全社的なリスク管理規程として集大成し、重要性の低いものについては、個々の担当部門で規程の見直しを行う。
  
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定例の取締役会において取締役会規則に基づき、経営の基本方針、経営計画書、その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとする。また、必要な場合には取締役会を臨時に開催する。
  
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社の代表者は、当社取締役が兼務するか又は使用人を代表者とした場合はその担当取締役を定め、当社取締役の経営判断が的確に伝わるとともに当社取締役会に子会社の状況が報告されるようにする。
  - ② 子会社の業務執行における判断基準となるべき指針は、当社の関係する業務執行部門又は業務担当部門が作成又は承認し、担当取締役に報告する。
  - ③ 監査室による内部監査の実施により、子会社の内部統制の有効性、適切性を確保する。



- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査室に所属する使用人が、監査等委員会の職務の補助業務を担当する。
  - ② 当該使用人の人事的処遇に関しては、監査等委員会の同意がなければ処遇できないものとする。
  - ③ 当該使用人は、当社の就業規則に従うが、指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。
  - ② 当社の監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。
  - ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、監査等委員会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ② 監査等委員会が、代表取締役或いは管理部門担当取締役と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
  - ③ 監査等委員会は、会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。
- (9) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス委員会を年1回開催し、法令及び社内規程の順守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しを行いました。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
総務部（一部は経理部）にて法令及び社内規程に基づき、適正に保存及び管理を行っています。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行いました。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会を年15回開催し、業務執行状況を監督いたしました。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
子会社の業務報告会を年12回開催いたしました。また、監査室による子会社の内部監査を実施いたしました。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助するものとして、監査室に監査等委員会の担当者を配置しています。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査室は、監査等委員会と毎月情報交換することにより、内部通報等の運用状況を報告しています。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制  
監査等委員会は取締役会への出席の他、代表取締役或いは管理部門担当取締役と年4回会合を開催いたしました。また、会計監査人に監査等委員会への出席を求め、年4回情報交換を行いました。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

総務部及び管理部にて警察等の外部専門機関と連携し、情報の収集を行っています。

## 連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>43,527</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,287</b>
現金及び預金	14,329	支払手形及び買掛金	3,838
受取手形及び売掛金	9,750	電子記録債務	4,358
電子記録債権	6,186	短期借入金	500
棚卸資産	13,118	1年内返済予定の長期借入金	170
その他	158	リース債務	5
貸倒引当金	△ 16	未払法人税等	1,284
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,234</b>	賞与引当金	380
<b>有形固定資産</b>	<b>15,694</b>	その他	1,749
建物及び構築物	3,438	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,741</b>
機械装置及び運搬具	3,879	長期借入金	1,300
工具、器具及び備品	101	繰延税金負債	767
土地	7,950	リース債務	4
リース資産	9	役員退職慰労引当金	171
建設仮勘定	314	執行役員退職慰労引当金	25
<b>無形固定資産</b>	<b>66</b>	退職給付に係る負債	177
その他	66	その他	296
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,474</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,028</b>
投資有価証券	3,942	(純資産の部)	
長期貸付金	10	<b>株 主 資 本</b>	<b>48,617</b>
退職給付に係る資産	1,536	資 本 金	7,360
その他	993	資 本 剰 余 金	7,149
貸倒引当金	△ 8	利 益 剰 余 金	34,107
<b>資 産 合 計</b>	<b>65,761</b>	自 己 株 式	△ 0
		その他の包括利益累計額	2,068
		その他有価証券評価差額金	1,266
		為替換算調整勘定	715
		退職給付に係る調整累計額	86
		<b>非支配株主持分</b>	<b>47</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>50,732</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>65,761</b>

## 連結損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		48,712
売上原価		36,639
<b>売上総利益</b>		<b>12,073</b>
販売費及び一般管理費		5,338
<b>営業利益</b>		<b>6,734</b>
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	98	
持分法による投資利益	183	
為替差益	107	
その他	65	465
営業外費用		
支払利息	12	
その他	10	23
<b>経常利益</b>		<b>7,177</b>
特別利益		
固定資産売却益	238	238
特別損失		
固定資産除却損	16	16
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>7,399</b>
法人税、住民税及び事業税	2,091	
法人税等調整額	7	2,099
<b>当期純利益</b>		<b>5,300</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		5,290

## 連結株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,360	7,149	29,904	△ 0	44,413
当期変動額					
剰余金の配当			△1,087		△1,087
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,290		5,290
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,203	△ 0	4,203
当期末残高	7,360	7,149	34,107	△ 0	48,617

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,014	617	229	1,862	35	46,311
当期変動額						
剰余金の配当						△1,087
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,290
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	251	98	△ 143	206	12	218
当期変動額合計	251	98	△ 143	206	12	4,421
当期末残高	1,266	715	86	2,068	47	50,732

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>42,363</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,720</b>
現金及び預金	13,883	支払手形	1
受取手形	1,211	電子記録債権	4,329
電子記録債権	6,186	買掛金	3,643
売掛金	8,178	短期借入金	500
棚卸資産	12,315	1年内返済予定の長期借入金	170
前払費用	93	リース負債	0
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	423	未払金	329
未収入金	84	未払費用	798
その他の金	2	未払法人税等	1,244
貸倒引当金	△ 15	前受り金	0
<b>固定資産</b>	<b>20,723</b>	与引当金	58
<b>有形固定資産</b>	<b>12,846</b>	未払消費税等	343
建物	2,518	未払消費税	184
構築物	247	その他の	116
機械及び装置	3,558	<b>固定負債</b>	<b>2,505</b>
車両運搬具	3	長期借入金	1,300
工具、器具及び備品	99	繰延税金負債	583
土地	6,109	退職給付引当金	166
リース資産	0	役員退職慰労引当金	171
建設仮勘定	309	執行役員退職慰労引当金	25
<b>無形固定資産</b>	<b>61</b>	資産除去債務	137
その他の	61	その他の	122
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,814</b>	<b>負債合計</b>	<b>14,226</b>
投資有価証券	3,298	(純資産の部)	
関係会社株	944	<b>株主資本</b>	<b>47,594</b>
出資金	0	資本剰余金	7,360
長期貸付金	10	資本準備金	7,705
関係会社長期貸付金	1,327	その他の資本剰余金	△ 553
長期前払費用	43	<b>利益剰余金</b>	<b>33,083</b>
前払年金費用	1,271	利益準備金	901
保険積立金	811	その他の利益剰余金	32,181
その他の	116	繰越利益剰余金	32,181
貸倒引当金	△ 8	<b>自己株式</b>	<b>△ 0</b>
<b>資産合計</b>	<b>63,087</b>	評価・換算差額等	1,266
		その他有価証券評価差額金	1,266
		<b>純資産合計</b>	<b>48,860</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>63,087</b>

## 損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		46,357
売 上 原 価		34,561
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>11,795</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,287
<b>営 業 利 益</b>		<b>6,508</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	267	
為 替 差 益	123	
雇 用 調 整 助 成 金	14	
受 取 賃 貸 料	241	
そ の 他	36	744
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
減 価 償 却 費	167	
不 動 産 賃 貸 費 用	5	
そ の 他	8	192
<b>経 常 利 益</b>		<b>7,061</b>
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	3	3
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>7,057</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,057	
法 人 税 等 調 整 額	3	2,060
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,996</b>



## 株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,360	7,705	△ 553	7,151	901	28,271	29,173
当期変動額							
剰余金の配当						△ 1,087	△ 1,087
当期純利益						4,996	4,996
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,909	3,909
当期末残高	7,360	7,705	△ 553	7,151	901	32,181	33,083

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 0	43,685	1,014	1,014	44,700
当期変動額					
剰余金の配当		△ 1,087			△ 1,087
当期純利益		4,996			4,996
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			251	251	251
当期変動額合計	△ 0	3,909	251	251	4,160
当期末残高	△ 0	47,594	1,266	1,266	48,860

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

モリ工業株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲 昌 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

モリ工業株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲 昌 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月31日

モリ工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 濱崎 貞信 ㊟

監査等委員 小池 裕樹 ㊟

監査等委員 林 修一 ㊟

監査等委員 岩崎 泰史 ㊟

(注) 監査等委員小池裕樹、林修一及び岩崎泰史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会会場 ご案内図

日時 令和5年6月27日(火曜日) 午前10時

場所 大阪府河内長野市楠町東1615番地  
当社本店4階ホール



## 交通のご案内

南海高野線「千代田駅」より 徒歩約3分

※南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。

なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。